

住民税非課税世帯等に対する給付金

(1世帯あたり3万円、こども加算)のご案内

国の「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」を踏まえて、物価高騰の影響を特に強く受ける方々を支援するため、住民税非課税世帯を支援する給付金です。

給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。

支給対象世帯

1. 令和6年度住民税非課税世帯

令和6年12月13日(基準日)に笠松町に住民登録があり、世帯全員が令和6年度住民税非課税者で構成される世帯

2. こども加算

1. に該当する世帯で、18歳以下の子ども(平成18年4月2日生まれ以降)がいる世帯

給付金の支給額

- 1 : 1世帯あたり3万円
- 2 : 子ども1人あたり2万円

給付金の支給時期

不備のない確認書(または申請書)を受理した日から3週間後が目安です。

申請期限

令和7年6月30日(月) (消印有効)



※申請期限までに申請がない場合は、申請を辞退したものとみなします。また、提出書類に不備があり、期限までに不備修正等が行われず、連絡や確認が取れず、申請の不備が解消されなかった場合は、申請は取り下げられたものとみなします。

送付書類

手続きが必要です

令和6年度の住民税情報から対象世帯であることが確認できた世帯

世帯全員が令和6年1月1日以前から笠松町に居住している場合

確認書が届きます。

詳しくは裏面「I」へ

世帯の中に令和6年1月2日以降に転入された方がいる場合

申請書が届きます。

詳しくは裏面「II」へ

給付金の支給手続き

I 確認書が届いた世帯（令和6年度住民税非課税世帯）

▶要件を確認し、要件を全て満たしている場合には、確認欄にチェック☑をし、世帯主氏名、確認日、連絡先を記入し、笠松町に返送してください。

※要件を全て満たさない場合は、支給の対象となりません。

▶確認書に口座番号が記載されていない場合又は記載されている口座に変更がある場合は、口座情報についての記入が必要です。

▶詳細については、同封しました記入例をご参照ください。

II 申請書が届いた世帯（世帯の中に令和6年1月2日以降に転入した方がいる場合）

▶受給要件（申請書裏面に記載の「誓約・同意事項」）を確認し、要件を全て満たしている場合、申請書に必要事項を記入してください。

※要件を全て満たさない場合は、支給の対象となりません。

▶添付書類（本人確認書類の写し、通帳の写し等）を提出してください。

▶詳細については、同封しました記入例をご参照ください。



こども加算について（18歳以下の子どもがいる世帯に支給）

こども加算の対象となる子どもがいる場合は、「住民税非課税世帯等に対する給付金」の支給後、1週間を目安に振込みます。

支給日は、「住民税非課税世帯等に対する給付金 振込済通知書」に同封します「こども加算給付金振込予定通知書」をご覧ください。

（基準日の令和6年12月13日までに生まれた子どもについては申請不要です）

▶次に該当する場合、別途こども加算の申請が必要です。

- ① 新たに生まれた子どもがいる世帯（令和7年6月30日までに申請）
- ② 養育している子どもが同一世帯にいない場合（学校の寮で生活など）
- ③ 令和6年12月14日以降に町外へ転出後に子どもが生まれた世帯



住民税非課税世帯等に対する給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。



お問い合わせ

- 【臨時受付窓口】 笠松町役場 2階 小会議室
受付時間 平日 9:00 ~ 16:00
- 【笠松町役場 福祉子ども課】
受付時間 平日 8:30 ~ 17:15

☎ 058-388-1116